



平成 22 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 三和ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 高山 俊隆  
(コード番号 5929 東証1部 )  
問 合 せ 先 執行役員事業戦略部長 村上 光成  
( T E L 03-3346-3019 )

### 公正取引委員会からの課徴金納付命令に対する審判請求について

当社および当社子会社の三和シャッター工業株式会社（以下「三和シャッター」という。）は、本年6月9日、公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する行為（近畿地区における受注調整関係事件）があったとして、排除措置命令（三和シャッター）と課徴金納付命令（当社および三和シャッター）を受け、同日にその概要を公表しております。

当社および三和シャッターでは、両命令の内容を慎重に検討してまいりましたが、課徴金納付命令について、課徴金の算定根拠等に承服できないところがあり、公正取引委員会に対し審判を請求する手続をとることを決定しましたので、お知らせいたします。

なお、三和シャッターは、前記事件と同日付で全国における価格カルテル関係事件につき、公正取引委員会から排除措置命令と課徴金納付命令を受けておりますが、本年6月25日に公表しております通り本件両命令につきましては、公正取引委員会に対し審判を請求する手続等をとることとしております。

以 上